

小児がん患者重粒子線治療助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪重粒子線センターで重粒子線治療を希望する小児がん患者が、経済的な事情で治療を断念することがないよう、公的医療保険の対象とならない重粒子線治療の一部に対し助成を行い、もって患者の経済的負担を軽減するとともに、大阪重粒子線センターの利用促進を図ることを目的として、予算の範囲内において大阪重粒子線センターに補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 重粒子線治療 大阪重粒子線センターにおいて行われる重粒子線がん治療
- (2) 照射技術料 公的医療保険の対象とならない重粒子線治療の照射に係る技術料
- (3) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約または共済契約

(対象患者)

第3条 この要綱において助成事業の対象となる者（以下「対象患者」という。）は、重粒子線治療を受ける患者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 重粒子線治療前であること。
- (2) 重粒子線治療を行うことが決定した日において、15歳未満であること。
- (3) 重粒子線治療を行うことが決定した日において、府内に住所を有していること。
- (4) 重粒子線治療を受ける患者の属する世帯が、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「課税総所得」という。）が900万円以下の世帯（申請日において18歳未満の者を除く。）であること。

(対象治療)

第4条 助成事業の対象となる治療は、健康保険法（大正11年法律第70号）の第63条第2項第3号に定められた評価療養のうち、重粒子線治療を行うことが決定した日において、厚生労働大臣が先進医療として承認しているものとする。

(助成内容)

第5条 本助成事業の対象となる経費は、対象患者の重粒子線治療に係る照射技術料に、別表1に定める助成率を乗じて得た金額とする。ただし、先進医療特約保険等の給付を受ける場合は、この額から給付金を差し引いた金額とする。

- 2 知事は、大阪重粒子線センターに対し、前項で定める金額を交付することにより本事業を実施するものとする。
- 3 第7条第3項に定める利用認定を受けた者は、第1項で定める金額を控除した金額を、重粒子線治療の実施前に大阪重粒子線センターに支払うものとする。

(利用申請者)

第6条 本助成事業の助成を申請できる者（以下「利用申請者」という。）は、対象患者の親権を有する者とする。

（利用認定）

第7条 利用申請者は、大阪重粒子線センターから本事業の説明を受け、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 「小児がん患者重粒子線治療助成事業利用申請書」（様式第1号。以下「利用申請書」という。）
 - (2) 対象患者の属する戸籍謄本
 - (3) 対象患者の属する世帯全員の住民票
 - (4) 対象患者の属する世帯全員（申請日において18歳未満の者を除く。）の所得及びそれに対する課税額を証明する市町村長が発行する書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 大阪重粒子線センターは、利用申請者に対し、本事業の説明を行うとともに、利用申請者からの申し出があった場合は、利用申請書の内容を確認したうえで、必要な証明を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により利用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「小児がん患者重粒子線治療助成事業利用認定・不認定通知書」（様式第2号）を当該利用申請者に対し速やかに通知する。

（利用申請の取下げ）

第8条 利用申請者が利用の取下げを申し出る場合は、「小児がん患者重粒子線治療助成事業利用申請取下書」（様式第3号）によるものとする。

（利用認定の取り消し）

第9条 知事は、利用申請者が次のいずれかに該当するときは利用認定を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により利用認定を受けたとき。
- (2) その他知事が認めるとき

（治療の実施確定）

第10条 この要綱において、重粒子線治療の実施は、照射予定回数に係わらず1回目の照射を終えた時点で確定するものとする。

2 照射技術料は、前項に定める治療の実施確定により発生するものとする。

（治療の中止）

第11条 知事は、第7条第3項の利用認定をした日から治療終了までの間に、対象患者、利用認定を受けた者又は大阪重粒子線センターの事情により治療を中止した場合、それまでに必要となった経費の負担は負わないものとする。

（補助金の交付申請）

第12条 大阪重粒子線センターは第7条第1項の利用申請がなされた場合、「小児がん患者重粒子線治療助成事業補助金交付申請書」（様式第4号）を知事に速やかに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第 1 3 条 知事は、大阪重粒子線センターから前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、「小児がん患者重粒子線治療助成事業補助金交付決定通知書」(様式第 5 号。以下「補助金交付決定通知書」という。)により、大阪重粒子線センターに通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 4 条 大阪重粒子線センターは治療終了後に、「小児がん患者重粒子線治療助成事業補助金請求書」(様式第 6 号)を知事に速やかに提出するものとする。

(補助金の確定)

第 1 5 条 知事は、前条の規定により請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときには、補助金の額を確定し、「小児がん患者重粒子線治療助成事業補助金確定通知書」(様式第 7 号、以下「補助金確定通知書」という。)により、大阪重粒子線センターに対し通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により、補助金確定通知書を通じた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該確定した日から 3 0 日以内に、当該補助金を大阪重粒子線センターに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第 1 6 条 知事は、大阪重粒子線センターが次のいずれかに該当するときは補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金交付を受けたとき。
- (2) 第 1 1 条に定める中止を行ったとき。
- (3) その他知事が認めるとき

(書類の整備等)

第 1 7 条 知事は対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助金の支払日の属する府の会計年度の翌年度から 1 0 年間保存しなければならない。

(その他)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

課税総所得(世帯)	助成率
住民税非課税・600万円以下	10/10
601万円～900万円	1/2